香川町浅野土地改良区定款

香川町浅野土地改良区

香川町浅野土地改良区　定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び保全を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施に資することを目的とする。

（名称及び認可番号）

第２条　この土地改良区は、香川町浅野土地改良区という。

2. この土地改良区の認可番号は、香川県土改第114号である。

（土地）

第３条　この土地改良区の地区は、高松市香川町川内原に所在する新池及び高松市香川町浅野地区に所在する溜池のかんがい区域とし（その地域内にある土地うち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）の田とする。

（事業）

第４条　この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規定の定めるところにより、次に揚げる土地改良事業を行う。

一　高松市香川町川内原に所在する新池（以下「新池」という。）の維持管理

二　新池から引水するかんがい施設及び地区内に所在する溜池並びにこれに伴うかんがい排水施設の維持管理

三　地区内全域にわたる農道の維持管理

四　地区内の農業用用排水施設の改修

五　地区内の区画整理

六　地区内の土地改良施設にかかる災害復旧

2. この土地改良区は、県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。

3. この土地改良区は、第１項の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

4. この土地改良区は、第１項第１号から第４号の事業に付帯し、その事業を害さない範囲内で多面的機能支払にかかる活動組織に参画し、保全向上活動を行うことができる。

5. この土地改良区は、前項の事業を行うに当たり活動組織からその事務を委託される場合はこれを受託することができる。

（事業所の所在地）
第５条　この土地改良区の事務所は、香川県高松市香川町浅野に置く。

（公告の方法）
第６条　この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示する。
2. 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知するものとする。

第２章　会議

（総代会）
第７条　この土地改良区に総代に代わるべき総代会を設ける。

（総代の定数）
第８条　総代の定数は35人とし、選挙区は全地区を１区とする。

（選挙人名簿の縦覧）
第９条　理事は、総代の任期満了による総選挙にあってはその任期満了の日45日前から、その他の選挙にあってはこれを行うべき事由が生じた日以降速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を５日間関係組合員の縦覧に供さなければならない。
2. 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前３日までに公告しなければならない。

（異議の申出等）
第10条　関係組合員は、選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に、文書で理事に異議を申出ることができる。
2. 理事は、前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から３日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは、直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申出人及び関係人に通知し、併せてこれを公告しなければならない。その異議の申出を正当でないと決定したときは、直ちにその旨の異議申出人に通知しなければならない。
3. 選挙人名簿は、総代選挙の期日前６日をもって確定する。

（単記制）
第11条　総代の選挙にあたり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は、１人

とする。

（通常総代会の時期）
第 12 条　この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度 1 回 3 月とする。
（議決方法の特例等）
第 13 条　総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規定の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白ある事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第 14 条　経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して総代の半数以上の出席がないため、さらに 20 日以内に同一目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の 3 分の 1 以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

（議長）
第 15 条　総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第 3 章　役員

（役員の定数）
第 16 条　この土地改良区の役員定数は、理事 12 人及び監事 3 人とする。

（役員の選挙）
第 17 条　役員は、総代が総代会において選挙する。
2. この定款に定めるもののほか、役員の選挙に関し必要な事項は、附属書役員選挙規程で定める。

（理事長）
第 18 条　理事は、理事長 1 人を互選するものとする。

第 19 条　理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。
2. 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。

（事務の決定）

第20条　この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

（監事の職務）

第21条　監事は、少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき、総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

（役員の任期等）

第22条　役員の任期は4年とし、総選挙により選挙された役員の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という）第29条の2及び法第134条第2項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取り消しによる選挙によって選挙される役員の任期は退任した役員の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選挙が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

（役員の失職）

第23条　理事又は監事がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

第4章　経費の分担

（経費の分担の基準）

第24条　第4条第1項第1号から第4号及び第6号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施工に係る土地につき地積割に賦課する。

2. 第4条第1項第5号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施工にかかる土地につき、各区別に規約に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のあった後においては、当該換地処分に係る換地地積に比例して賦課する。

3. 前2項の規定にかかわらず、各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課するとともに、この土地改良区の組合員に対し均等に賦課する。

（分担金）

第25条　この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営土地改良事業の分担金を負担する。

2. 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施工を係る土地につき地積割に賦課

する。（分担金を借入れた場合は、その償還元利金を含む。以下同じ。）

（賦課徴収の方法）
第26条　前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総代会で定める。

（夫役の履行）
第27条　夫役を賦課された者は、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。
2. 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

（特別徴収金）
第28条　法第36条の2の規定に基づく特別徴収金は、土地改良施工令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。
第28条の2　この土地改良区は、法第91条の2の規定に基づき県営土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。
2. 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

（督促）
第29条　法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

（過怠金）
第30条　第24条、第25条、第28条又は第28条の2の規定により賦課された賦課金又は、夫役現品につき、これを滞納し、又は定期的に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日4銭の延滞並びに督促状を発した場合には督促手数料100円を過怠金として徴収する。
2. 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合には、さらにその徴収金の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。
3. 前2項の過怠金は特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章　雑則

（係及び委員会）

第31条　この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。
2. この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。
3. 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに担当理事を定める。

（加入金）
第32条　新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。
2. 前項の加入金の額は、1反歩につき金10,000円の範囲内において総代会の議決により定める。
3. 第1項の加入金は、特別の事由があると認める場合には、総代会の決定により、これを徴収しないことができる。

（賦課金以外の徴収金についての過怠金）
第33条　前条の規定による加入金法第43条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び関知計画において定める清算金については、第30条の規定を準用する。

（基本財産）
第34条　この土地改良区に基本財産を設けることができる。
2. 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

（財産の分配の制限）
第35条　この土地改良区の財産については、組合員に分配することができない。

第36条　この土地改良区が解散(合併による解散を除く。)した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会の議決により選定した地方公共団体、他の土地改良区又は土地改良施設の管理を行う許可地縁団体若しくは一般社団法人に帰属する。

（事業年度）
第37条　この土地改良区の事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

附則
1. この定款変更中第22条第1項の規定の変更は、現役役員の任期満了その他の事由による次期の総選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

(1) この定款は、昭和43年4月25日より施行する。
(2) この変更定款は、知事の認可の日から施行する。(昭和60年5月31日改正)
(3) この変更定款は、知事の認可の日から施行する。(平成5年6月17日改正)
(4) この変更定款は、知事の認可の日から施行する。(平成8年6月5日改正)
(5) この変更定款は、知事の認可の日から施行する。(平成17年5月31日改正)
(6) この変更定款は、知事の認可の日から施行する。(平成18年4月26日改正)
(7) この変更定款は、知事の認可の日から施行する。(令和2年8月31日改正)
(8) この変更定款は、知事の認可の日から施行する。(令和7年6月4日改正)
(9) この変更定款は、知事の認可の日から施行する。(令和8年4月24日改正)